

平成 14 年 10 月 21 日 熊本日日新聞掲載記事

収用裁決申請について

十月二十一日付の熊本日日新聞「読者のひろば」欄に、川辺川ダム地点の漁業権の収用について、「川辺川ダムの公益性をもってしても権利者を十分に説得することができなかつた」との内容を含む投稿がありましたので、説明致します。

国土交通省九州地方整備局は、球磨川漁協にダム事業の必要性、公益性などを十分ご説明し、最後まで話し合いによる解決を目指し、漁業権の補償協議を行ってきました。

結果として、補償案に了解いただいておりますが、昨年十一月の球磨川漁協臨時総会では、補償案に過半数の賛成がありました。

なお、今回の収用裁決申請において消滅・制限する漁業権は、球磨川漁協の漁業権全体約八百六十kmの二、七％に当たるものです。

一方で、川辺川ダム事業は、下流域の洪水対策として必要不可欠な、極めて必要性・公益性が高い事業であり、地元市町村などからも強い建設促進要望があります。

こうしたことを踏まえ、土地収用法に基づく収用裁決申請に至りました。

今回のように、権利者に事業の必要性、公益性を十分にはご理解いただけない場合であっても、正当な補償をして私有財産を公共のために使用しなければならないケースが、全国的に相当数生じています。

こうした場合には、公共の利益の増進と私有財産の調整を図ることを目的とした法律である土地収用法を適用して収用裁決申請を行っているところです。

本事業の必要性、公益性にご理解をいただきますようお願いいたします。